

大学の教職課程と教員養成における英語教育

佐々木 隆

プロローグ

武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科は 2003 年 11 月に、大学設置審議会からの答申を受けて、文部科学省より設置認可が許可され、2004 年 2 月には文部科学省より教員免許状に関する課程（英語科コース、情報科コース）の設置が認定された。全国的に見れば、2004 年 4 月より教員免許に関する課程が新規・追加された大学は、国立大学で 23 校、公立大学で 6 校、私立大学で 113 校である。もちろん、教員免許に関する課程は学部毎に申請されるわけであるから、新規・追加された課程自体はこれらの数字を大幅に上回ることになる。学校教育課程や英語コース等で英語の免許状が取得できる課程は、国立大学で 15 校、公立大学で 1 校、私立大学で 22 校が認定された。⁽¹⁾

本稿では、教職課程の設置に関わるこれまでの過程を整理し、わが国の英語教育に関する方向性を見据えながら、教員養成における英語教育の行方について考察する。

1 大学設置と教員審査

大学（短期大学を含む）は、小学校、中学校、高等学校、幼稚園等とは違う存在である。行政的にも小学校、中学校、高等学校、幼稚園等は文部科学省の初等中等教育局であり、大学は高等教育局が取り扱うことになる。もちろん求められている教育内容が異なっているからである。法律的には学校教育法には幼稚園から大学（高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校を含む）までのそれぞれ学校に関する基本的なものが収められている。学校教育法によれば、それぞれの学校の目的が定められている。

第十七条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を

施すことを目的とする。

第三十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施す事を目的とする。

第四十一条 高等学校は、中学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十二条 大学は、学術の中心にして、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第七十七条 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。⁽²⁾

大学にあっては、短期大学設置基準や大学設置基準といった法的な基準が定められており、教員の資格についても学長、教授、助教授、講師、助手についてはそれぞれ資格の要件が明記されている。⁽³⁾ もちろん、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等では、教職課程を経て教員免許を取得して教壇に立つこととなる。しかし、大学の教員の場合には、いわゆる大学教員資格免許というものの自体が存在していない。上記の学校教育法を見れば、大学の目的は、「学術の中心にして、広く知識を授けるとともに、…」とあるように、高等学校までの教育から学術や専門の学芸を教授研究することが中心となることが明記されている。(もちろん、大学教員も教員である以上、教育・研究・校務を行うのは当然である。特に、近年、自己点検・自己評価のあり方が大きな問題となっている。)そこで、大学を新たに設置する場合には、大学設置審議会による教員審査を経て、「可」判定を得て初めて新設大学で教鞭を執ることができる。教員として審査を受ける場合の提出書類は、個人調書(履歴書、教育研究業績書)、授業科目、講義内容から判断される。2003年の例で言えば、審査は4月中に提出された書類をもとに、8月中に行われ、9月上旬に文部科学省内にて口頭にて結果が伝達される。取り扱いは高等教育局大

学設置事務室である。⁽⁴⁾

教員審査の結果は、「可」「否」判定のみが伝達され、保留として、コメントが寄せられることもある。さて、ここで審査の際にもうひとつ重要なものとして、審査の分野がある。どの分野で審査をするかが実は大きな意味を持つことになる。同じ科目名であっても、審査を受ける教員の履歴、所属学会、研究業績、講義内容等すべてが整合性を持って初めて担当教員として認められることになる。ここに、教授、助教授、講師といった職名が加わることになる。例えば、「西欧文化事情」の担当者が、英文学を専攻して、文学修士または文学博士（英文学博士）の学歴があり、（大学等で英文学に関する授業を持っていればさらによいが）英文学に関する研究業績をある程度発表し、英文学を中心とした「西欧文化事情」の講義内容であれば整合性があると判断されることとなろう。これに、職位を勘案することとなろう。社会福祉学を専攻する担当者が、社会学系の学歴を有し、研究業績をある程度発表し、社会福祉学を中心とした「西欧文化事情」の講義内容であれば整合性があると判断されることになるであろう。これは、大学の教員が教育者であると同時に研究者であることが必要であるためだ。なお、平成 15 年度より教員の個人調書には、実務家としての経験を研究業績として同等に見る方向が示され、こうした項目が加わっている。これは、実社会での経験、例えば会社の取締役社長、弁護士、裁判官などの実績をこれまで以上に高く評価するということになる。もちろんこの動きの背景には 2004 年度より始まった法科大学院の教員審査との関連性が推測される。

2 教職課程設置と教員審査

教職課程に関する教員審査も大学設置に準じることとなるが、5 月から 8 月に課程認定申請事前相談、9 月中に申請書類提出、その後審査を経て、2 月末に課程認定となる。取り扱いは、初等中等教育局教職員課免許係である。教員審査については、教職課程の場合

には、事情が若干異なる。教職課程の場合には、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員とに審査が別れる。正確に言えば、さらに教科又は教職に関する科目の担当教員にも審査が行われる。

根本的な考え方からすと、まず大学自体のカリキュラムがそのまま教科に関する科目として整合性があるかどうかが重要となってくる。英語科コースの場合には、教科に関する科目の区分として「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4つがある。特に「異文化理解」の場合には、平成11年(1999)12月の『高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編』(著作権所有：文部省、発行所：開隆堂出版)にもあるように、科目の名称が「外国事情」から「異文化理解」へ変更となった。

言語や文化の単位が政治的な組織としての国家ではないこと、また、個人のレベルのコミュニケーションにおいては、国家についての理解だけでなく、そこに日常的に暮らす言語や文化の異なる人々についての理解も大切であることによる。⁽⁵⁾

従って、英語科コースの異文化理解は、英語文化圏がその中心となる。武蔵野学院大学の場合には、教科に関する科目として四大設置のカリキュラムのうち「異文化コミュニケーション」「アメリカ文化事情」「アメリカ文化事情」「西欧文化事情」「オセアニア文化事情」「国際文化交流」「国際交流」などの科目を配置した。この際、事前相談の中で文部科学省に求められたことは、「西欧文化事情」「オセアニア文化事情」「国際文化交流」「国際交流」のシラバスの提出である。特に、「西欧文化事情」「国際文化交流」については、英語文化圏の内容を扱っているかどうかの確認の為と思われる。「オセアニア文化事情」も同様で、内容的には「オーストラリア文化事情」であるので、これも整合性のあるものであった。

教科に関する科目の教員審査については、職務調書(現在、大学

等で教えている科目等を記載する書類) だけである。一方、教育原理、教育心理をはじめとする教職に関する科目の教員審査については、大学設置における教員審査とほぼ同じ様に「職務調書」「履歴書」「教育研究業績書」の書類審査である。この提出書類の違いだけを見ても、教職に関する科目が如何に重視されているかがわかる。⁽⁶⁾

教職に関する科目でありながら、教科の色合いが強いものが多いわゆる教科法である。英語科コースについて言えば、英語科教育法である。この科目は、教授法や英語教育論などの英語教育に関する研究業績が強く求められることになる。しかも、必修科目の扱いとなる。高等学校教諭英語科一種の場合には1科目、中学校教諭英語科一種の場合にはさらにもう1科目の履修が必要となる。

3 「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」と教職課程

ここ数年の文部科学省による英語教育に関する動きをまとめてみると以下の通りとなろう。

1998 年 12 月 『小学校学習指導要領』『中学校学習指導要領』告示(2002 年施行) 小学校の3 学年より「総合的な学習の時間」が新設され、学習活動の一例として「国際理解」があがられている。このあたりから小学校における英語活動がクローズアップされるようになった。中学校の外国語は必修となり、原則として英語を履修することとなった。

1999 年 3 月 『高等学校学習指導要領』告示(2003 年施行) 外国語科目の最初にこれまでの「英語」に代わって「オーラル・コミュニケーション」が位置付けられた。

2000 年 1 月 首相の私的懇談会「21 世紀日本の構想」。英語第二

公用語化の議論の提言。

文部大臣の私的諮問機関「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会」(中嶋嶺雄座長)発足。

2000 年 3 月 「小学校英語活動実践の手引作成協力者会議」
(影浦攻座長)発足。

2001 年 1 月 「英語指導方法等の改善の推進に関する懇談会」
の報告。

2001 年 2 月 「小学校英語活動実践の手引」

2002 年 7 月 「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構
想」

2003 年 3 月 「『英語が使える日本人』の育成のための行動計
画」

2003 年 7 月 「教育の構造改革——画一と受身から自立と創
造へ」。「『社会性』と『国際性』の滋養」の中で、
「英語教育の充実」が取り上げられ、英語力の
飛躍的向上を図ることが謳われており、「『英
語が使える日本人』の育成のための行動計画」
に基づく取り組みが示されている。

2004 年 3 月 「『英語が使える日本人』の育成のためのフォー
ラム 2004～前進する日本の英語教育～」

1998 年以前の動きについては、山田昇監修・解説『大学における教員養成 国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書＜別冊解説書＞』(大空社、1998 年 10 月)に譲ることとする。なお、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」(以下、「行動計画」と略す)のおもな内容は以下の通りである。

．「英語が使える日本人」育成の目標

日本人に求められる英語力

．英語教育改善のためのアクション

1. 英語の授業の改善
2. 英語教員の指導力向上及び指導体制の充実
3. 英語学習へのモチベーションの向上
4. 入学者選抜等における評価の改善
5. 小学校の英会話活動の支援
6. 国語力の向上
7. 実践的研究の推進⁽⁷⁾

「行動計画」では

英語は、母語の異なる人々の間をつなぐ国際的共通語として最も中心的な役割を果たしており、子どもたちが21世紀を生き抜くためには、国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力を身に付けることが不可欠です。また、このことは、我が国が世界とつながり、世界から理解され、信頼され、国際的なプレゼンスを高め、一層発展していくためにも極めて重要な課題です。⁽⁸⁾

とある。改革のキーワードは「使える英語」、すなわち「コミュニケーション」である。一般社会や受験生が考える「コミュニケーション」とは、ほぼ「英会話」と同義にとらえることとなるだろう。⁽⁹⁾ 2004年3月に開催された「『英語が使える日本人』の育成のためのフォーラム 2004～前進する日本の英語教育～」は、「行動計画」をさらに促進するために行われた。社会全体で英語教育への意識を高めることを目的にしたものである。さらにこのフォーラムは文部科学省初等中等教育局国際教育課が扱っている点が見逃せないところである。これは、「行動計画」が「教育」の分野というよりは、「国際協力・交流」の「外国語教育の振興」の分野が中心となるため、その所管が国際教育課となったことだ。

「行動計画」に基づいた英語教育の改革が進めば、学校での英語

教育のあり方は大きく変わることになり、さらに、英語教員の養成の段階でもこれに応じて求められる内容が変わっていく必要があるだろう。前述の通り、教科に関する科目は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分に分かれており、英語教員養成に求められる資質はこの4区分が中心となるわけである。各大学により、この4分野の扱いも大きく異なるのである。「行動計画」で示された「使える英語」は、「英語コミュニケーション」の分野の指針ということになる。

教職課程では、いわゆる学習指導要領に沿った指導ができるように教員養成を行うわけであるが、「行動計画」によって実際の教育現場における英語教員の英語力に一つの基準が示されたことにより、教員養成で求められるものがさらにはっきりしてきたことになる。

「2 英語教員の指導力向上及び指導体制の充実」には4項目が挙げられているが、その1番目は

○概ね全ての英語教員が、英語を使用する活動を積み重ねながらコミュニケーション能力の育成を図る授業を行うことのできる英語力（英検準一級、TOEFL550点、TOEIC730点以上）及び教授力を備える

とある。⁽¹⁰⁾このようなことから、教職課程履修の学生には、どの程度の英語力が求められるのかが大きな問題となる。卒業までに、上記に準じる英語力を備えていることが望ましいことになる。また、学部4年生で実施される教育実習には、どの程度までの英語力が求められるのかも教職課程では重要な問題となる。教職課程の設置における過程では、文部科学省との事前相談では、教育実習をどのように実施するかの詳細な計画を求められる。武蔵野学院大学の場合には、教育実習を履修するには、以下のような条件を設けた。

1)「教科に関する科目」における既に修得した科目において、

- 評価「C」「D」の数が全体の2分の1未満であること。
- 2)「教職に関する科目」における「教育原理」「教職概論」「教育心理」「教育課程総論」「学級経営論」「英語科教育法」の単位が修得済みであること。
 - 3)3年次に学内における「教育職員基礎学力試験」を受験し、それに合格していること。
 - 4)原則として英検2級以上の資格を取得済みであること。
 - 5)教育実習校から「教育実習受入が可能である」旨の内諾を受けていること。⁽¹¹⁾

特に4)については、「行動計画」に基づいた内容とした。上記の条件は申請時において提出された内容である。

この「行動計画」により、英語教員はまず十分な英語力を身につけることが求められたことになる。教科に関する科目について十分な実力を備えていることが求められたということになる。(さらに、中学校教諭免許状を取得するために、7日間の介護体験が課せられる。⁽¹²⁾この「行動計画」では、大学や高校入試において、リスニングテスト導入の促進も謳っており、今後この動きは様々のところに影響するのは必死である。

4 学習指導要領の改訂と情報機器の活用

英語教員に限られたことではないが、学習指導要領の改訂に伴い、教職課程に求められる科目についても改訂が行われた。免許法施行規則第66条の6に規定する科目として「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」が「基礎科目」として位置付けられた。これは、教員免許状を取得しようとする場合には必修科目となった。各大学ではそれぞれ科目名は異なるにせよ、こうした科目の内容が必要となったのである。また、教職に関する科目においても、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」に関する科目や総合演習の配置が求められた。これは、学習指

導要領の改訂の趣旨を見れば明らかである。

今日、国際化、情報化や、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢社会の到来など、社会の状況が大きく変化する中で、21 世紀を生きる人材を育てるため、豊かな人間性をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われている。⁽¹³⁾

この趣旨の冒頭に全てが盛り込まれていることになる。また、2003 年 4 月より高等学校の普通教科に「情報」が新たに設定された。こうした流れの中で、教職課程においては、情報機器の操作が科目としても必修として位置付けられた。英語科の学習指導要領にも情報機器利用に関する項目が設けられている。「生活英語」「時事英語」「コンピュータ・LL 演習」の中に示されている。

「生活英語」の内容には 3 項目が示されている。

- (1) 掲示、説明書、簡単な手紙などの読解と作成
- (2) ワープロなどによる英文の文書作成
- (3) 情報通信ネットワークなどの活用⁽¹⁴⁾

「時事英語」の内容には 4 項目が示されている。

- (1) 新聞や雑誌などの読み取り
- (2) テレビやラジオなどの放送の聞き取り
- (3) ビデオや映画などの理解
- (4) 情報通信ネットワークを通じた情報の理解⁽¹⁵⁾

「コンピュータ・LL 演習」では、目標として情報機器の利用が上げられている。

コンピュータやLL などを利用することにより、理解力や表現力を高めながら、英語の総合的な運用能力の向上を図る。⁽¹⁶⁾

こうした学習指導は高等学校の学習指導要領に示されているものである。英語科の学習指導要領の改訂では、とかく「オーラル・コミュニケーション」にのみ目が奪われがちであるが、改訂の趣旨にもあるように「国際化、情報化」を意識しているとなると、こうした情報機器の利用は今後すべての教員に求められるものとなってくるのだ。文部科学省の「情報化への対応」によれば、

情報化に対応した教育を実現するため、IT戦略本部が策定した「e-Japan 重点計画」等に基づき、「2005 年度までに、すべての小中高等学校等が各学級の授業においてコンピュータを活用できる環境を整備する」ことを目標に、教育用コンピュータの整備やインターネットへの接続、教員研修の充実、教育用コンテンツの開発・普及、教育情報ナショナルセンター機能の充実などを推進しています。⁽¹⁷⁾

とある。こうした環境が整うことによって、情報活用能力は、生徒だけではなく、教員にもまた求められるものである。

各教科等の授業の中で、先生がプレゼンテーションしたり、子どもたちがコンピュータやインターネットで調べたり、交流したりすることによって、「わかる授業」や「魅力ある授業」の実現に役立っていきます。⁽¹⁸⁾

「教員の指導力向上」など、文部科学省は各教科等の授業において、コンピュータを使って指導が出来るよう、指導力の向上を図っている。これまでの（英語）教授法等の研究は進んでいるものの、コンピュータを使って、何を、どのように指導するかといったことにつ

いては大きな課題が残されている。米山朝二・杉山敏・多田茂『[改訂版]英語科教育実習ハンドブック』(大修館書店、2003年4月) JACET 教育問題研究会編『英語科教育の基礎と実践』(三修社、2004年4月)は早くも、コンピュータやマルチメディアの活用に触れている。しかし、市販されている CD-ROM 等の活用が中心であり、コンピュータでしかできない活動については、どこまで英語科の教員がすべきかは、はっきりしていないのが実状であろう。また、こうした英語教育における「情報化」への対応の一つの側面として表面化してきのが、実用英語技能検定試験(以下、「英検」と略す)の出題内容の変化にも見られる。例えば、英検3級の問題を見ると、2002年度より Eメールのやりとりの読解が出題されている。これまでは、いわゆる英文レターの出題であったものが、Eメールのやり取りという形にかわったことも「情報化への対応」の小さな側面と言えるだろう。

エピローグ

本稿では、教職課程の設置に関わるこれまでの過程を整理し、わが国における英語教育に関する方向性を見据えながら、教員養成における英語教育の行方について考察してきた。

特に大学における教職課程が、教員養成を目指していることから、文部科学省の英語教育に関する動きがどのように反映されてくるかを明らかにした。特に1998年12月以降は学習指導要領の改訂を受け、総合的な学習の時間が設けられ、小学校における英語教育論まで波及している流れがある。しかし、今回、実際に大学設置や教職課程の設置に関わる文部科学省との事前相談の中から、英語科については「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」(2003年3月)の影響は大きいことがわかった。いわゆるこれまでの英語教育論では、どのような授業を展開するか、あるいは、小学校における英語教育等への在り方などを扱ったものが主流である。しかし、教育現場で求められる教師像や教員の能力が時代と共に変化して来

ている以上、これに伴い、大学の教職課程における教員養成の英語教育自体もこれに対応する必要があるのだ。

参考文献

東眞須美編『英語科教育法ハンドブック』(大修館書店、1992 年 1 月)。

山田昇監修・解説『大学における教員養成 国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書<別冊解説書>』(大空社、1998 年 10 月)。

片山嘉雄・遠藤栄一・佐々木昭・松村幹男編『改訂版 新・英語科教育の研究』(大修館書店、2002 年 9 月)。

長谷川芳典「『英語が使える日本人』再考」(『岡山大学文学部紀要』第 38 号、岡山大学文学部、2002 年 12 月)。

全国特殊校長会編『介護等体験ガイドブック フィリア』(ジーアス教育新社、2003 年 2 月)。

米山朝二・杉山敏・多田茂『[改訂版]英語科教育実習ハンドブック』(大修館書店、2003 年 4 月)。

JACET 教育問題研究会編『英語科教育の基礎と実践』(三修社、2004 年 4 月)。

日本英語教育史学会「日本英語教育史年表」(http://www.hiroshima-pu.ac.jp/~umamoto/e_kyhoikushi/index.htm 2004 年 6 月 11 日)

英語教育ニュース「英語教育に関する公式発表」(<http://www.eigo-kyoikunews.com/announce/2004/index.shtml> 2004 年 6 月 11 日)

注

(1) 「平成 16 年度から新規・追加となる教員免許課程一覧」(文部科学省ホームページより、2004 年 6 月)。

(2) 『文部法令要覧<平成十六年版>』(ぎょうせい、2004 年 1 月) pp.101-118.

(3) 2007 年 4 月 1 日より学校教育法の一部改正に伴い、助教授

- が廃止され准教授に、助手の制度が変わり、授業を担当する助教、おもに事務担当の助手とに改まる。
- (4) 『大学等の設置申請書類の作成の手引き(平成15年度改訂版)』(文部科学省高等教育局大学設置事務室、2003年4月)より。
 - (5) 『高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編』(著作権所有:文部省、発行所:開隆堂出版、1999年12月) p.133.
 - (6) 『教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き(平成15年度改訂版)』(文部科学省初等中等教育局教職員課、2003年4月) p.2.
 - (7) 「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」(文部科学省ホームページより、2004年6月)
 - (8) Ditto.
 - (9) 鳥飼玖美子「大学改革の哲学」(『英語教育』第53巻第4号、大修館書店、2004年7月) p.8.
 - (10) Ibid., p.5
 - (11) 『平成16年度 学生便覧 武蔵野学院大学 武蔵野短期大学』(武蔵野学院大学・武蔵野短期大学教務部、2004年4月) pp.28-29.
 - (12) 1998年4月1日から施行された「介護等体験特例法」に基づいて、小学校・中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設及びその他の施設で介護等の体験」をする必要がある。
 - (13) 『高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編』、p.1.
 - (14) Ibid., p.138.
 - (15) Ibid., p.142.
 - (16) Ibid., p.144.
 - (17) 「小・中・高校教育に関すること(情報化への対応)」(文部科学省ホームページより、2004年6月)
 - (18) Ditto.

* 本稿は2002年4月より武蔵野学院大学設置認可申請書提出の事前相談を開始し、2003年4月に同申請書を提出、2003年5月より教員免許状の課程認定の申請書提出の事前相談を開始し、9月に同申請書を提出するといった申請に関する手続きにおいて、武蔵野学院大学教務部長就任予定者として、直接関与した経験を纏めたものである。両方の事前相談は、それぞれ同じ文部科学省内にあるが、高等教育局大学設置事務室と初等中等教育局教職員課免許係と受付が異なる。それぞれ別々の事前相談となる。事前に電話にて予約し、2～3名で訪れ、長くて約1時間の相談となる。今回、申請を含め、この事前相談のすべてに出席した経験を踏まえてものである。

* 本稿は『武蔵野英語教育研究』（第1号、武蔵野英語教育研究会、2004年7月）に発表したものに加筆修正を施したものである。

キーワード：教職課程、教員養成、英語教育、教員審査、英語が使える日本人

（2005年6月30日記）